

職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請

- 共用部分（休憩室、更衣室、喫煙室、食堂、トイレ等）を中心とする以下のような感染対策を行ってください。
 - ・ 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
 - ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
 - ・ 会議室の換気を徹底する。
 - ・ 食事、着替え、喫煙などでマスクを着用していない時は、会話を控えるとともに、会話をする場合は、マスクを着用することを徹底する。
 - ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合や飲食する場合には、1～2メートルを目安に顔の正面から距離を確保するよう努める。
 - ・ 屋内休憩スペースについては、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。